

健康保険サービス (各種給付) について

健康保険被保険者証（保険証）

2020年10月19日以降に発行の保険証



お手元の保険証に記載されている記号・番号を各申請書の「被保険者証の記号および番号」欄にご記入ください

オンライン資格確認の開始に伴い、2020年10月19日以降に発行された保険証等には、新しく個人を識別する枝番が記載されるよう様式が変更されています。枝番の記載がない保険証等も引き続きご利用いただけます。

70歳以上の方は、医療機関等を受診される際には、一部負担金の割合を確認するために健康保険証と併せて高齢受給者証をご提示いただく必要があります。

高齢受給者証見本

健康保険高齢受給者証			
記号			番号
被保険者	氏名		
	生年月日		
対象者	氏名		
	生年月日		
	住所		
発効年月日			
有効期限			
一部負担金の割合			
保険者	所在地		
	保険者番号		
	名称		
	及び印		

年齢	一部負担金の割合
小学校入学前	2割
小学校入学後～70歳未満	3割
70歳以上～75歳未満	2割
70歳以上～75歳未満 (現役並み所得者) ※	3割

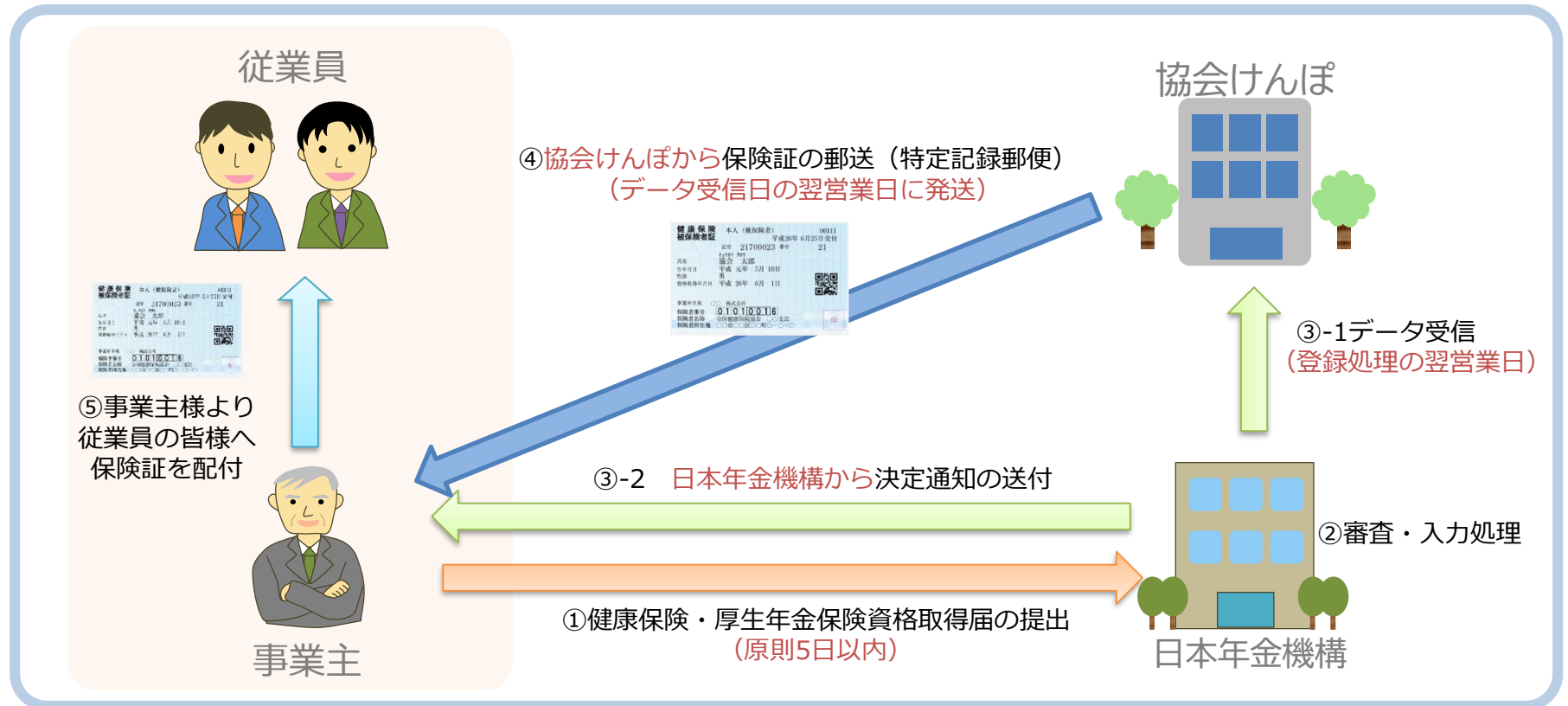
※現役並み所得者とは、70歳以上75歳未満の高齢受給者のうち、標準報酬月額が28万円以上の被保険者ご本人様とその被扶養者（ご家族）様です。

（28万円以上でも、申請により2割となる場合があります）

また、被保険者ご本人様が70歳未満の場合は、その被扶養者（ご家族）様で70歳以上の方は、現役並み所得者とはなりません（一部負担金の割合が2割）。

この欄に一部負担割合が印字されます。

健康保険にご加入のお手続き（資格取得届（本人）、被扶養者異動届（家族）の提出）を「日本年金機構」にしますと、審査・登録後に健康保険証（70歳以上の方は高齢受給者証も併せて）が協会けんぽから事業主様へ送付されます。



すでに提出した届書の審査状況については日本年金機構（年金事務所等）にお尋ねください。審査完了（予定）の日が確認できましたら上図のイメージで保険証を発送いたします。



保険証の使い方②

退職したとき



退職した場合の保険証の扱いは？

- 被保険者の方が退職された場合は、ご本人・ご家族(被扶養者)すべての保険証・高齢受給者証をお勤め先に返却してください。
- 被扶養者の方が就職や結婚などで扶養から外れたときは、その方の保険証・高齢受給者証を被保険者のお勤め先に返却してください。
- 事業主の方は、保険証等をすみやかに回収の上、資格喪失届・被扶養者異動届に添付して事務センター(管轄の年金事務所)へ提出してください。(※提出時に添付できない場合、健康保険被保険者証回収不能届を添付して提出してください)
- 資格喪失届・被扶養者異動届に添付できなかった保険証等は、確実に回収の上、事務センター(管轄の年金事務所)または協会けんぽへすみやかに返却してください。

退職後のよくある誤解

- ・新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう
- ・月の途中の退職だから月末までは使えるだろう
- ・会社から何も言われていないので使えるだろう



いずれの場合も 保険証は使用できません

お勤めされていた事業所を通じて保険証をご返却ください。

Check

資格のない保険証を使用した場合は全額自己負担



◎事業主の皆さまへ

被扶養者資格の再確認を行います。

協会けんぽでは、年に1度、被扶養者となっている方が、現在もその状態にあるかの再確認をさせていただいております。この再確認は、保険給付の適正化につながる大変重要な事務ですので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

事業主の皆さまには、順次「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、リストにある被扶養者が、現在も被扶養者の要件に該当しているかどうかの確認をお願いいたします。削除される場合には、同封の「被扶養者調書兼異動届(削除用)」に所定の事項を記入し、該当者の保険証を添付の上、リストと併せて提出をお願いいたします。

〈参考〉

2021年度再確認の実施結果

被扶養者から除かれた人

……全国で約7.3万人(2022年3月末時点)

▼被扶養者資格再確認の流れ

- 1 「被扶養者状況リスト」を事業所宛に送付
- 2 該当の方を確認し、「被扶養者状況リスト」に必要事項を記入
- 3 「被扶養者状況リスト」を協会けんぽへ返送
〈扶養解除となった方がいる場合〉
「被扶養者調書兼異動届」と「保険証」を提出



保険証の使い方③

病気やケガで医療機関等にかかるとき

保険証の提示で何が変わる？

被保険者や被扶養者が仕事とは関係のない事由により病気やケガをしたときは、医療機関等に保険証を提示すると、一部負担金を支払うことで診療や投薬などを受けることができます。一部負担金は、年齢などによって負担割合が区分され、入院した場合には、食事代として標準負担額も負担します。



●一部負担金の割合

義務教育就学前		2割負担
義務教育就学以降 70歳未満		3割負担
70歳以上75歳未満 (後期高齢者医療の 対象者を除く)	一般	2割負担
	現役並み所得者※	3割負担

※現役並み所得者＝標準報酬月額 28 万円以上の被保険者とその被扶養者。
ただし、高齢受給者の被保険者・被扶養者の平均合計額が 520 万円（被
扶養者がいない場合は 383 万円）未満のときは、申請により一般に区分。

●入院時の食事代の標準負担額

区分		1食当たり 負担額
一般（下記に該当しない場合）		460円
低所得者世帯※	90日までの入院	210円
	91日以降の入院	160円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定 基準に満たない70歳以上の高齢受給者		100円

※被保険者が住民税の非課税者である場合



仕事が原因で病気やケガをした場合は？

業務災害や通勤途上の災害などが原因の病気やケガについては、原則として労災保険の適用となり、健康保険は使用できません。
※ただし、被保険者が5人未満の法人役員であって、一般従業員が従事する業務と同一である業務を遂行している場合、その業務に起因する病気、負傷などは、健康保険の給付対象となります。

健康保険が使えないケース(例)

- | | | |
|---------------|-----------------|-----------------------------|
| ●美容を目的とする整形手術 | ●予防注射 | ●保険適用が認められていない治療法や薬(先進医療等) |
| ●近視の手術 | ●健康診断、人間ドック | ●健康保険の目的からはずれるような病気やケガをしたとき |
| ●歯の矯正 | ●正常な妊娠・出産 | |
| | ●経済的理由による人工妊娠中絶 | |



保険証の再交付申請

保険証をなくしたとき

保険証を紛失した場合は？

保険証や高齢受給者証をなくしたり、破損したりしたときは、「被保険者証再交付申請書」や「高齢受給者証再交付申請書」を提出し、新しく交付を受けます。提出の際、古い保険証があれば、それを添付してください。

被保険者証再交付申請書および高齢受給者証再交付申請書の記載例は
「健康保険制度・申請書の書き方」3ページ参照



Check

Q&A



保険証をなくしてしまいました。悪用されないか心配です。



保険証を紛失し、悪用されることが心配な方は、**警察に遺失の届出**を行ってください。



負傷原因届

負傷(ケガ)がもとで給付の申請をするとき

負傷(ケガ)したときに給付を受けるには？

負傷(ケガ)により各種給付の申請をする際には、「負傷原因届」を提出します。疾病・負傷(ケガ)が第三者の行為によるものであるときは、併せて「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。(P.42 参照)

※ 仕事(業務災害)や通勤途中の事故が原因となって起きた病気やケガについては、健康保険の給付対象となりません。



負傷(ケガ)により、次の支給申請をするときに、「負傷原因届」が必要です。

- 移送費
- 海外療養費

※ただし、上記以外の申請であっても、法人の役員が仕事(通勤途中)に負傷し、健康保険からの給付が行われる際は添付が必要となる場合がありますので、詳細は協会けんぽ都道府県支部へご相談ください。



第三者行為による傷病届

交通事故等によりケガをしたとき



交通事故等でケガをした場合はどうなるの？

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中(業務災害)や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

- 交通事故(他人との接触事故)
 - 暴力行為
 - 他人の飼い犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合



保険証を利用して診察を受けたとき
「第三者行為による傷病届」を提出します



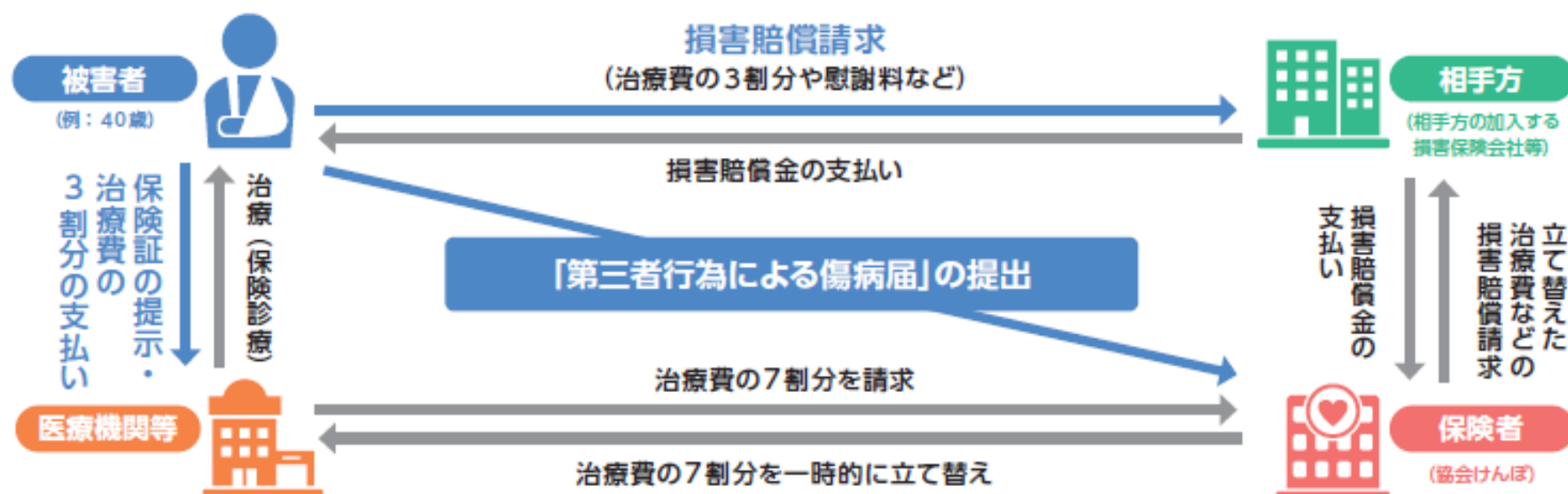
健康保険給付の流れは？

協会けんぽ(健康保険)は、本来、相手方(加害者)が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方(加害者)に損害賠償請求することになります。そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



健康保険給付の流れは？

協会けんぽ（健康保険）は、本来、相手方（加害者）が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方（加害者）に損害賠償請求することになります。そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



協会けんぽでは、医療機関等の窓口に提示いただく健康保険証や高齢受給者証の発行の他に健康保険給付にかかる業務を行っており、主な手続きは下記の通りです。

	被保険者 (お勤めされている方)	被扶養者 (ご家族の方)
1. 立替払いをしたとき	療養費	家族療養費
2. 高額な医療費を支払ったとき	高額療養費	高額療養費
3. 医療費が高額になりそうなとき	限度額適用認定証	限度額適用認定証
4. 病気やケガで会社を休んだとき	傷病手当金	—
5. 出産で会社を休んだとき	出産手当金	—
6. 子どもが生まれたとき	出産育児一時金	家族出産育児一時金
7. 加入者が亡くなったとき	埋葬料 (費)	家族埋葬料

各項目の冒頭に、紹介している情報の対象となる方を下記マークで表示しています。

保

被保険者(ご本人)の皆さまが対象

扶

被扶養者(ご家族)の皆さまが対象

事

事業主の皆さまが対象

(例)

保**扶****事** 高額療養費

突然のケガや入院等で高額な医療費を支払ったとき

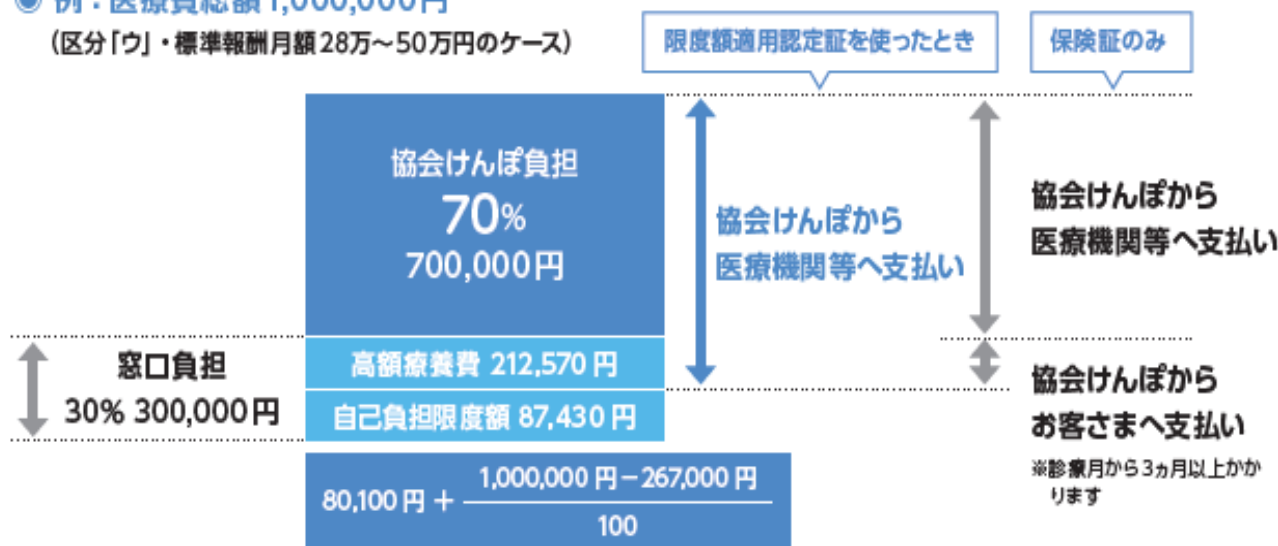


高額療養費

突然のケガや入院等で高額な医療費を支払ったとき

● 例：医療費総額1,000,000円

(区分「ウ」・標準報酬月額28万～50万円のケース)





Check

自己負担限度額（払い戻しの基準額）について

① 年齢・被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わります

● 70歳未満の方（表Ⅰ）

（）内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)
イ		53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)
ウ		28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
エ		26万円以下	57,600円 (44,400円)
オ	低所得者※		35,400円 (24,600円)

※被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

● 70歳以上75歳未満の方（表Ⅱ）

（）内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額	
			個人ごと（通院）	世帯ごと（入院を含む）
現役並み所得	標準報酬月額	83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％（140,100円）	
		53万～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％（93,000円）	
		28万～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％（44,400円）	
一般（標準報酬月額 26万円以下）			18,000円（年間上限 14.4万円）	57,600円（44,400円）
低所得者Ⅱ※1			8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※2				15,000円

※1 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方

※2 被保険者とその扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方

② 「多数回該当」の場合は自己負担限度額が軽減

高額療養費の申請月以前の直近1年間に、同一世帯で高額療養費の支給を受けた月数の合計が3ヵ月以上ある場合、4ヵ月目からは自己負担限度額が軽減されます。

③ 受診者に「70歳未満の方」と「70歳以上75歳未満の方」がいる世帯の場合

（以下の①、②、③を比べて支給額が一番高くなる金額で支給します）



限度額適用認定証

入院等で医療費が高額になりそうなとき

限度額適用認定証申請から利用の流れ

1 事前に郵送で「限度額適用認定申請書」を提出

被保険者
被扶養者



2 「限度額適用認定証」が
交付される

協会
けんぽ



3 2で交付された「限度額適用認定証」
および「保険証」を医療機関等に提示

被保険者
被扶養者





Check

長期間にわたる治療の場合は「特定疾病療養受療証」

透析や血友病など、長期間にわたって高額な医療費がかかる病気にかかった場合は、申請して交付された「特定疾病療養受療証」を窓口に提示することで、1ヵ月の自己負担額が、医療機関等ごと(入院、通院、薬局ごと)に以下の自己負担限度額までとなります。「特定疾病療養受療証」の発効期日は、申請月の初日(健康保険の加入月に申請された場合は、資格取得日)となります。月を遡って発効ができないため、早めのお手続きをお願いします。

対象となる病気	自己負担限度額
① 人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全 ② 血友病 ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群	10,000円 (ただし、①については70歳未満で標準報酬月額53万円以上の方とその被扶養者は、20,000円)

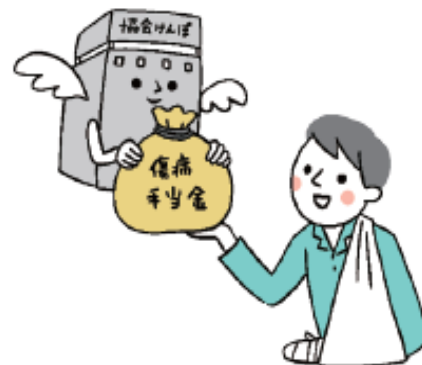


傷病手当金

病気やケガで4日以上仕事を休んだとき

傷病手当金とは？

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。病気やケガで4日以上仕事に就けなかったときは、「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者(医師等)の証明を受け、協会けんぽに提出してください。





傷病手当金が支給される条件は？

傷病手当金は、次の①～④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

① 仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること

業務災害・通勤途上のケガについては、労災保険へご請求ください。

② それまで就いていた仕事に就くことができないこと

療養担当者（医師等）の意見等をもとに判断されます。

③ 4日以上仕事に就けなかったこと
（連続する3日間の休業を含む）

病気やケガの療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間※右図参照）、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含みます。

④ 休んだ期間について給与の支払いがないこと
（手当等、一部でも給与支給があれば減額されます）

給与が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

check!

「待期3日間」の考え方

待期が完成しないイメージ図 ▶ 受給不可

休 出 休 休 出 出 休 休 出 休

待期が完成するイメージ図 ▶ 受給可

休 休 休 出 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金受給

休 休 出 休 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金受給

待期期間は有給・公休（土・日・祝日）等も含みます。

P.36 第4章 健康保険の給付金等について

困ったときには申請を！

P.37 保険証の使い方

P.41 保険証の再交付申請

負傷原因届

P.42 第三者行為による傷病届

P.43 限度額適用認定証

P.44 高額療養費

P.47 療養費・海外療養費

P.49 傷病手当金

P.51 出産手当金

P.52 出産育児一時金

P.54 埋葬料(費)・家族埋葬料

P.55 任意継続被保険者



出産手当金

出産で仕事を休んだとき

出産手当金とは？

被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。
「出産手当金支給申請書」に事業主と医師等の証明を受け、協会けんぽに提出してください。



出産育児一時金

出産するとき

出産育児一時金とは？

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。



埋葬料(費)・家族埋葬料

ご本人、ご家族が亡くなったとき

埋葬料(費)とは？



ご清聴ありがとうございました